

別表 「ユニバーサルコネク ト インターネット接続サービス 海外ローミング」

1. ネットワークサービスの提供

当社（以下「乙」という）は、ネットワークサービス利用者（以下「甲」という）に対し、第4項記載のネットワークサービス（以下「本ネットワークサービス」という）を提供します。

2. ネットワークサービスの概要

本ネットワークサービスは、無線LAN、有線ブロードバンド、ダイヤルアップの各種アクセスポイント、インターネットへの接続設備を利用することにより、甲が、パソコンまたは事項に定める対象機器より i P a s s サービスを用いてインターネットを経由して「ユニバーサルコネク ト PC接続サービス」（以下「PC接続サービス」という）または「ユニバーサルコネク ト スマートフォン・PC接続サービス」（以下「スマートフォン・PC接続サービス」という）を利用できるようにするネットワークサービスです。

3. ネットワークサービス提供の前提条件

- (1) 別途甲と乙の間において「ユニバーサルコネク ト基本サービス」および「PC接続サービス」または「スマートフォン・PC接続サービス」の提供に関する契約がなされているものとします。
- (2) 甲は、自己の責任と費用負担で本ネットワークサービスを利用するために必要となる甲設備を用意するものとします。
- (3) 甲は、以下の対象機器を用いて本ネットワークサービスを利用することを希望する場合には、当該対象機器に本サービスを利用する前にあらかじめ i P a s s I n c . が提供するクライアントソフトウェア（以下「クライアントソフト」という）をインストールし、自己の責任と費用負担で本サービスを利用するために必要なインターネット接続環境を準備するものとします。

メーカー	対象機種
Apple Inc.	iPhone、iPad、iPod touch

- (4) 乙は、ネットワークサービス用電気通信設備の安定稼働のために、本ネットワークサービスにより行われる電気通信を調査することがあります。乙は、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われる乙所定の電気通信を検知し、当該電気通信に割り当てる帯域を制御すること等により、電気通信の速度や通信量を制限することがあります。また、乙は、甲が乙所定の基準を超過したトラフィック量を継続的に発生させることにより、ネットワークサービス用電気通信設備に過大な負荷を生じさせる行為その他その使用または運営に支障を与える場合には、本ネットワークサービスの利用を制限することがあります。

4. ネットワークサービスの内容

(1) 接続サービス

- a. 乙は、甲に対し、本ネットワークサービスによりインターネットプロトコルを利用したデータ通信を提供するために、FENIC Sネットワークサービス用電気通信設備に対して、本ネットワークサービスの実施に必要なサポートデスクや課金に関するサービス環境を設定する等、乙所定の準備作業を行います。なお、甲は、甲が自らの責任と費用負担でパソコンまたは前項に定める対象機器を準備するものとします。
- b. 乙は、FENIC Sネットワーク用電気通信回線をインターネット網と接続し、甲にクライアントソフトウェアを提供することにより、甲が本ネットワークサービスを利用できる環境を提供するものとします。甲は、自己の責任と費用負担で準備するパソコンに本サービスを利用する前にあらかじめクライアントソフトをインストールし、自己の責任と費用負担で本サービスを利用するために必要なインターネット接続環境を準備するものとします。なお甲は、クライアントソフトのインストール時に甲のパソコンに表示される当該クライアントソフトの使用条件に同意するものとします。
- c. 乙は、i P a s s I n c . の提供する「i P a s s サービス」において提供されるインターネット網をアクセス回線として本ネットワークサービスの全部または一部を提供します。

品 目	内 容
海外ローミング 定額プランサービス	甲設備への伝送方向について、無線LAN使用の場合は最大54Mbpsまで、ダイヤルアップ接続使用の場合は最大56Kbpsまで、有線LAN使用の場合は100Mbpsまで、甲設備からの伝送方向については無線LAN使用の場合は最大54Mbpsまで、ダイヤルアップ接続使用の場合は最大33.6Kbpsまで、有線LAN使用の場合は100Mbpsまでの符号伝送可能な電気通信回線を用いて提供するネットワークサービス。なお、定額プラン利用料の範囲において接続できるFENIC S I Dの数は、1 I D（以下「基本接続 I D数」という）とします。
海外ローミング 追加 I D利用サービス	乙は、料金月毎に本ネットワークサービスに接続したFENIC S I Dの合計から基本接続 I D数を差し引いた I D数に応じた追加 I D利用料を定額プラン利用料に加算して、甲より収受するものとします。

(2) カスタマイズサービス

乙は、クライアントソフトを、甲が事前に指定した要件を満たす形にカスタマイズするものとします。なお、当該カスタマイズ作業はFENIC Sサービス用電気通信設備において乙が可能であると認めた場合のみ、実施されるものとします。

5. 提供区域

本ネットワークサービスにおけるアクセス回線の提供区域は、i P a s s I n c . の提供する日本国内のアクセスポイントを含む i P a s s サービスの提供区域に準ずるものとします。

6. 接続サービス提供時間帯

本ネットワークサービスにおける接続サービスの提供時間帯は、24時間365日とします。ただし、利用規約に基づき、乙は、接続サービスの提供を中断することができるものとします。

7. 接続サービスサポート受付時間帯

本ネットワークサービスにおける接続サービスの受付時間帯は、24時間365日とします。

8. 接続サービスサポート対応時間帯

本ネットワークサービスにおける接続サービスのサポート対応時間帯は、月曜日から金曜日まで（祝日および乙の指定する休業日除く）の9時から17時30分までとします。ただし、アクセスポイントのサポート対応時間帯は、i P a s s I n c . のサポート対応時間帯に準ずるものとします。

9. 料金月

本ネットワークサービスにおける料金月は、毎月20日締めとし、前月21日から当月20日までとします。

10. 甲の中途解約について

本ネットワークサービスにおいては、利用規約の定めにかかわらず、甲に中途解約料金は生じないものとします。

11. サービスの実施期間について

利用規約の定めにかかわらず、乙は、6か月以上の予告期間をにおいて本ネットワークサービスを終了できるものとします。

12. その他

甲は、本ネットワークサービスにおいて利用されるパソコンまたは第3項に定める対象機器とアクセスポイントの間の通信が無線LANを利用して行われる場合、当該通信が第三者に傍受される可能性があることを認識するものとします。また、仮に当該通信の傍受が行われた場合には、乙は当該傍受の結果として甲に発生した損害について、一切の責任を負担しないものとします。

13. 品目一覧

本ネットワークサービスの品目は、以下のとおりとします。

品名	型名	備考	支払種別	単位
ユニバーサルコネク ト インターネット接続 サービス 海外ローミング 定額プラン利用料	NS21130G	1ID接続可	従量料金制 (月額払)	式
ユニバーサルコネク ト インターネット接続 サービス 海外ローミング 追加ID利用料	NS21131G	1ID接続毎課金	従量料金制 (従量払)	ID
ユニバーサルコネク ト インターネット接続 サービス 海外ローミング カスタマイズ費	NS21130S		従量料金制 (一括払)	式

[変更内容]

(2011年6月13日) 本別表を適用します。

[凡例]

本別表では、以下の略称を用いています。

略称	名称
ID	Identification
IP	Internet Protocol
LAN	Local Area Network
Mbps	mega bits per second

以上